

ネパール連邦民主共和国
迅速かつ公平な紛争解決のための
裁判所能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成25年9月
(2013年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産 公
J R
13-143

ネパール連邦民主共和国
迅速かつ公平な紛争解決のための
裁判所能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成 25 年 9 月
(2013年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

目 次

目次
地図
写真
略語表

第1章 調査実施の背景・目的	1
1-1 要請の背景	1
1-2 調査団派遣の目的	1
1-3 調査団の構成	1
1-4 調査日程	1
1-5 主要面談者	2
第2章 ネパールの司法制度	3
2-1 裁判所制度	3
2-1-1 最高裁判所	3
2-1-2 控訴裁判所	6
2-1-3 郡裁判所	7
2-1-4 特別裁判所	8
2-2 その他司法に関連する組織	9
2-2-1 司法評議会	9
2-2-2 司法業務委員会	9
2-3 検察制度	9
2-3-1 構成	9
2-3-2 検事総長	10
2-3-3 その他の検察官	11
2-3-4 組織と機能	11
2-4 弁護士及び弁護士会の制度	11
2-4-1 弁護士	11
2-4-2 弁護士会	12
第3章 詳細計画策定調査の結果	13
3-1 プロジェクトの概要	13
3-1-1 事業の目的	13
3-1-2 上位目標	13
3-1-3 プロジェクト目標	13
3-1-4 成果	13
3-1-5 投入	13

3-2	関係機関との協議結果概要	14
3-3	評価結果	15
3-3-1	妥当性	15
3-3-2	有効性	16
3-3-3	効率性	16
3-4	団長所感	17
付属資料		21
1.	調査日程	23
2.	主要面談者一覧	25
3.	ミニッツ	27
4.	PDM 案 (和文)	51
5.	PO 案 (和文)	55
6.	裁判所視察結果概要	57

地図



出所：ネパール政府観光局

写

真



ネパール最高裁判所



Kaski 郡裁判所



Lalitpur 郡裁判所



Kaski 郡裁判所

श्री काम्रेपालञ्चोक जिल्ला अदालत									
२०७४ साल साउन महिनाको मासिक प्रतिवेदन									
मुद्दाको विवरण	लगत			फर्पनि			बाकी		
	मिस्रेको	को चर्को	जम्मा	आवेदन दर्ता	को सुनियो	जम्मा	जुजु भयो	जुजु बाकी	जम्मा
देवानी	२२४	१८३	४०७	१२	१६	१११	२३१	६६	१६५
फोर्दारी	२९९	२७३	५७२	१९	२३	१६४	६४२	११	६५३
जम्मा	५२३	४५६	९७९	३१	३९	२७५	८७३	७७	८२०
रौत/अर्को कार्यवाही	-	-	-	-	-	-	-	-	-
रौत/सिपेडा	२	-	२	-	-	-	१	१	२
रौत/अर्को कार्यवाही	२१	३६	५७	३२	३	३५	३६	१	३६

事件管理ボード
(Kavrepalanchowk 郡裁判所)



事件記録
(Kavrepalanchowk 郡裁判所)



最高裁 Shaha 判事への表敬(3月18日)



最高裁とのミニッツ協議(3月18日)



法・司法・制憲議会・国会省との面会
(3月14日)



法務長官府との面会(3月18日)



最高裁とのミニッツ署名(3月20日)



大使公邸での最高裁との意見交換会
(3月21日)

略 語 表

略語	英語	日本語
C/P	Counterpart	カウンターパート
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
MoFALD	Ministry of Federal Affairs and Local Development	連邦・地方開発省
MoLJCAPA	Ministry of Law, Justice, Constituent Assembly and Parliamentary Affairs	法・司法・制憲議会・国会省
NBA	Nepal Bar Association	ネパール弁護士会
NJA	National Judicial Academy	国家司法学院
OAG	Office of the Attorney General	法務長官府
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
SC	Supreme Court	最高裁判所
SCBA	Supreme Court Bar Association	最高裁弁護士会
WG	Working Group	ワーキング・グループ

第1章 調査実施の背景・目的

1-1 要請の背景

ネパールでは、10年に及ぶ内戦を経て、2006年11月、政府とマオイストとの間で包括的和平合意がなされた。2007年1月には暫定憲法が公布、2008年5月には制憲議会が発足し、王制が廃止され、ネパールは連邦民主共和国に移行した。

ネパールの民主的な国づくりを軌道に乗せ平和裡に推進するため、ネパール最高裁判所は司法分野の改革に関する第2次5ヶ年司法戦略計画に基づく取組みを開始している。しかし、2012年6月の調査結果によれば、年間の受理件数に対する終結事件の割合は40%強に留まり、結審に3年以上要する事件が全体の40%に上るなど、訴訟の遅延問題は重大であり、ネパール国民の裁判所への信頼を失わせる原因になっている。そこで、訴訟の遅延の問題を解決するために事件管理制度の改善が求められている。

また、上記司法戦略計画で活用が促されている司法調停制度についても、裁判に代わる簡易な紛争解決手段として期待されているものの、制度の理解不足等のため必ずしも積極的に利用されておらず、利用頻度については地域間の格差が大きいのが現状である。加えて、調停人の能力不足のため司法調停による紛争解決数が少ないことから、司法調停制度の利用が裁判所の負担軽減をもたらしていない状況にある。

上記の背景から、最高裁判所をカウンターパートとして、事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上を目指すプロジェクトの実施について、ネパール政府より要請があったものである。

1-2 調査団派遣の目的

- (1) 新規プロジェクトの枠組み・内容に関し、カウンターパートである最高裁判所及び法・司法・制憲議会・国会省、法務長官府、ネパール弁護士会、国家司法学院等の関係機関と協議を行い、案件実施に向けて必要な合意形成を行う。協議結果は、協議議事録(M/M)としてまとめる(添付予定資料:PDM案、PO案、R/D案)。
- (2) 新規プロジェクトの枠組みに関し、評価5項目のうち「妥当性、有効性、効率性」の3つ観点から評価を行う(小規模案件(2億円以下)のため)。

1-3 調査団の構成

- | | | |
|------------|-------|---------------------------|
| (1) 総括 | 佐藤 直史 | JICA 国際協力専門員 |
| (2) 法・司法制度 | 三浦 康子 | 法務省 法務総合研究所国際協力部 教官 |
| (3) 法整備支援 | 小松 健太 | JICA 国際協力客員専門員 |
| (4) 協力企画 | 山本 哲也 | JICA 産業開発・公共政策部 法・司法課 調査役 |

1-4 調査日程

3月13日(水)～3月22日(金)

※三浦団員は、3月17日(日)～3月21日(木)。

※詳細は、付属資料1のとおり。

1-5 主要面談者

附属資料2のとおり。

第2章 ネパールの司法制度¹

2-1 裁判所制度

2-1-1 最高裁判所

(1) 暫定憲法上の最高裁判所の地位

暫定憲法や法律の最終解釈権者である(暫定憲法 102 条 4 項、以下「憲法」とのみ記す)。

また、制憲議会法廷(憲法 118 条)を除く全ての裁判所のヒエラルキーの頂点に裁判所は位置し、最高裁判所は下級裁判所に対し、調査、監督、必要な指示をすることができる(憲法 102 条 1 項、2 項)。

(2) 構成メンバー

最高裁長官と常勤最高裁裁判官 14 名及び臨時最高裁裁判官から成る(憲法 102 条 5 項)。

1) 最高裁長官

最高裁長官は、憲法評議会 (Constitutional Council) の推薦に従い、大統領が任命する(憲法 103 条 1 項)。資格要件は、最高裁判所裁判官の経験が 3 年以上ある者の中から指名されることになっている(同条 2 項)が、慣習上、最高裁判所の裁判官としての実務年数が一番長い者が最高裁長官として指名されることになっている。任期は 6 年間だが(同項)、通常は定年間近に任命されることが多い為通常は任期満了を待たずに定年 (65 歳) により退官する。

2) 常勤最高裁裁判官

最高裁判所の裁判官は、司法評議会(Judicial Council)の推薦に従い、最高裁判所長官によって任命される。資格要件は、高等裁判所裁判官として 7 年以上の業務経験がある者、司法職の上級公務員第一級 (Gazetted first class officer) 以上の職員として 12 年以上の業務経験がある者、上級弁護士ないし弁護士として 15 年以上の経験がある者、法・司法分野で 15 年以上の経験がある者であることが必要である(憲法 103 条 3 項)。なお、最高裁判所裁判官も任期はなく定年 (65 歳) により退官する (同条 5 項)。

3) 臨時最高裁裁判官(Ad hoc Judge)

指名手続き及び資格要件は常勤最高裁裁判官に同じ。

(3) 裁判官の退任、辞任、罷免

1) 退任

最高裁長官及び常勤最高裁裁判官は 65 歳になると定年により退任する。

2) 辞任

最高裁長官は、諮問委員会に辞表を提出することによっていつでも辞任ができる。

また、最高裁裁判官は、最高裁判所長官に辞表を提出することによっていつでも辞任ができる。

¹ 本章は、ネパールに「法整備支援アドバイザー」として派遣中の平井 JICA 専門家が収集・整理した情報を元に作成した。

3) 罷免

能力不足、不品行、不正直又は心身の故障により職務が行えないこと理由とする、裁判官の弾劾決議が、国会の3分の2以上の賛成で可決された場合には当該裁判官は罷免されることになる（憲法 105 条 2 項）。

(4) 権限と機能

最高裁判所は司法権を行使するほか、規則制定権及び司法行政権を有する。

1) 最高裁の司法権

①書面による命令（Writ）

憲法 107 条に基づいて、最高裁判所は特に下記の状況において書面による命令(writ)を出す権限を有する。

- 基本的人権に対する違法的制約が行使された場合。
- どの法に基づいても処置がない場合、また処置があっても不適當か効果がない場合。
- 公的権利や公的利益に関わる問題で憲法または法的解決を必要とする場合。

②違憲立法審査権

憲法 107 条 1 項に基づいて、最高裁判所は 人権への不当な制約及び憲法との不整合がある法令に対し、当該法令（条文）を遡及的に無効又は判決先刻の日から無効とする権限を有する。

③上告の審理

憲法 107 条（3）に基づいて、最高裁には控訴裁判所の決定に対する上告について管轄を有する。司法行政法（1999 年）セクション 3 では、下記の事件は最高裁の管轄に属する。

- 所管に基づいて控訴裁判所（Appeal Court）で決定された事件。
- 控訴裁判所で、郡裁判所の決定を内容の大幅な違いを持って覆した場合。
- 10 年以上の拘留が下級裁判所によって課された事件。
- 控訴裁判所より最高裁に送致された事件（無期禁錮・懲役または所有物没収付きの無期禁錮・懲役）。

④再審理（Review）

憲法 107 条（4）に基づいて、最高裁は自らの判決を再審理（Review）する権限を有する。また司法行政法（1999 年）セクション 11 では、最高裁の判決は下記の状況によって再審理（Review）される可能性があるとする。

- 判決後に判決の内容に大きな影響を与える新たな証拠が発見された場合。
- 判決が最高裁の判例や法的基本原理と矛盾するとされた場合。

⑤控訴裁判所の判決を修正する権限

司法行政法（1999 年）セクション 12 に基づき、最高裁には下記の状況において控訴

裁判所の最終判決（上告できない判決）を修正する権限を持っている。

- 判決に、憲法や法律の規定についての解釈で重大な誤りがあった場合。
- 判例と矛盾した判決が出された場合または判例の解釈を誤った場合。
- 公共所有物（権利）が（判決が出される課程において）証拠についての誤った解釈により影響を受けた場合。
- 判決の内容の違いが、適切な法的表示の欠如によって発生したと判断される場合や、当事者が未成年、女性、老年、身体的・精神的障害者であることから発生したと判断される場合。

⑥一定の事件を扱う権限

憲法 107 条（3）及び司法行政法（1999 年）7 条に基づいて、最高裁は一定の事件を扱う権限を持っている。この権限は最高裁と下位裁判所に対する侮辱に関する事件を審問する権限に限られている。最高裁判所法（1991 年）102 条（3）と最高裁判所法（1991 年）セクション 7（1）に基づいて、最高裁は、侮辱行為と判断した場合、不法行為者に対して 10,000 ネパールルピーを課すか、1 年以内の投獄の罰則を適用するか、又はその両方を課す権限を有する。

2) 規則制定権及び司法政策に関する権限

①全裁判官会議（Full Court）

全裁判官会議とは、最高裁判所の長官を含む全裁判官で行われる会議のことを言う。全裁判官会議は、司法に関する、ハイレベルの政策形成組織である。司法行政管理に關しての政策を形成する責任を持ち、全裁判官会議によって決定された政策は、最高裁事務総長により実施に移される。また、全裁判官会議は以下の権能を有する。

- 司法行政に関する新しい法律やそれらに関する法律の改訂変更に対する勧告を行う権能。
- 司法行政及び裁判運営に関する政策問題を検討する権能。
- 最高裁判所の年間報告書（Annual Report）を承認する権能。
- 上級弁護士の称号を授与する権能。

②規則制定権

最高裁は、裁判手続、及び最高裁・控訴裁判所・郡裁判所の司法行政管理機能に關して規則を制定する権限がある。最高裁判所法（1991 年）セクション 11 は、最高裁に対し、最高裁に關する規則を制定する権限を与えており、また司法行政法 31 条は、控訴裁判所・郡裁判所に關する規則を制定する権限を与えている。この権限に基づいて、最高裁は、最高裁に關する規則及び控訴裁判所に關する規則を 1991 年に、郡裁判所に關する規則を 1995 年に発布した。最高裁判所規則の制定は、全裁判官会議により制定される。

③司法政策の策定に關する権限

全裁判官会議は、司法政策の策定を行う主要機関である。

最高裁は司法改革と裁判所管理制度に関して頻繁に政策、成長計画や事業計画を立てている。最高裁判所長官と事務総長には司法に関する政策作成において重要な役割がある。

(5) 審理（法廷）の構成

1) 特別法廷（Special Bench Special Court とは別の概念）

特別法廷は3人かそれ以上の裁判官によって構成される。憲法107条1項に基づく提起された、法律の合憲性（基本的人権の不当な制約がなされているかどうか）について審理を行う。

2) 最大法廷（Full Bench）

最大法廷は3人かまたはそれ以上で構成される。

分割法廷で担当裁判官の判断が分かれた場合、法や法原理の解釈についての重大な問題が存在するという理由で事件が回付された場合 また、最高裁長官は最大法廷での審議に適すと考えて事件を最大法廷に回付することができる。

3) 分割法廷（Division Bench）

裁判官2名によって審理がなされる法廷であり、最高裁判所の審理に大部分は分割法廷で行われる。

分割法廷には、高等裁判所の判決後の上告審理、暫定憲法107条2項に基づく writ petition の審理、自身の下した判決の再審理、特定の法律に基づきなされる高等裁判所の判決の修正を行う権限がある。

4) 単独法廷（Single Bench）

裁判官1名によって審理がなされる法廷。

Writ petition の初期段階の審理、下級審が下した仮命令、中間命令に対する不服申し立てに対する審理、事件手続きの登録命令の審理、特別法廷、最大法廷、分割法廷が審理をしない申請についての初期段階の審理を行う。

(6) 司法行政

事務総長（Registrar）には、最高裁の司法行政に関する全体的な責任がある。事務総長は、最高裁長官のガイダンスに基づいて職務を果たさなければならない。事務総長は事務次長（Joint Registrar）、事務次官（Deputy Registrar）及び他の裁判所職員・秘書にサポートされている。また事務総長は、下級裁判所が順調に機能するために、予算、人事、設備等の配置を行う責任もある。

2-1-2 控訴裁判所

(1) 構成

最高裁の下に16の控訴裁判所が全国に設置されている。控訴裁判所は裁判長（Chief Judge）、判事（Judge）と補助裁判官（Additional Judges）から構成されている。ひとつの裁判所あたり、平均6名の裁判官がいる。ひとつの裁判体は、通常、最小の2人で構成される。

(2) 任命及び資格

控訴裁判所の裁判長又は裁判官は、郡裁判官若しくは郡裁判官と司法業務分野で郡裁判官と同等のランクの役人として職務を行った経験が 7 年以上ある者、上級弁護士 (Senior Advocate) である者、弁護士 (Advocate) として活動した期間が 10 年以上である者、又は法律関係の研究者や教師として若しくはその他の形で法・司法関係の分野に 10 年以上関わってきた者の中から、司法評議会 (Judicial Council) の推薦に基づいて最高裁長官により任命される。

なお、控訴裁判所事務総長及び他の職員は、司法業務委員会 (Judicial Service Commission) の推薦に基づきネパール政府により任命される。

(3) 退任、罷免

控訴裁判所の裁判官は 63 歳で定年退職する他、最高裁長官に辞表を提出して辞職することができる。また、最高裁長官は、司法評議会の推薦に基づいて、能力が不十分である、道徳的に問題がある又は不正直であるという理由で裁判官を解雇することができる。

(4) 権限

控訴裁判所は以下の権限を有する。

- 郡裁判所の判決及び準司法機関が行った決定に対する不服申し立て (上訴) の審理を行うこと。
- 書面による命令 (Writ) を出すこと。
- 法律によって決められた一定の事件を扱う権限。郡裁判所に提起されている事件の内訴訟の複雑化や訴訟の遅延という事情を考慮し最高裁判所が当該事件を控訴裁判所に回付した事件が具体例として挙げられる。

(5) 司法行政

控訴裁判所事務総長は、高等裁判所の運営に関して全般的な責任を有する。もっとも、控訴裁判所事務総長は、控訴裁判所の長官の全般的な指示の下に業務を行わなければならない。

控訴裁判所事務総長は、上訴申立、書面により命令申立やその他の訴訟申立の受理と登録をしなくてはならない。また、控訴裁判所事務総長は事件において法律によって具体化されている手続き (審理を開始するための諸手続き) 要件を充足させる義務を負う。

控訴裁判所事務総長は、控訴裁判所の全裁判官会議の決定を実行に移す責任がある。また、控訴裁判所事務総長は、裁判所運営の全般に関して、最高裁判所や管轄の下級審裁判所との間で連携を維持し情報を交換するための中心的な役割を負っている。

2-1-3 郡裁判所

(1) 構成

郡裁判所は第一審の裁判所であり、75 の行政区域に設置されている。ひとつの裁判体は、1 名の裁判官で構成される。

(2) 任命及び資格

郡裁判所裁判官は、司法業務分野で 3 年下院上の職務経験を有する 2 級上級公務員 (Gazetted second class)、弁護士 (Advocate) として 8 年以上の職務経験を有する者の中から、司法評議会 (Judicial Council) の推薦に基づいて最高裁長官により任命される。

(3) 退任、罷免

郡裁判所の裁判官は 63 歳で定年退職する他、最高裁長官に辞表を提出して辞職することができる。また、最高裁長官は、司法評議会の推薦に基づいて、能力が不十分である、道徳的に問題がある又は不正直であるという理由で裁判官を解雇することができる。

(4) 権限

郡裁判所は管轄権のある民事・刑事両方の事件を扱う。司法行政法 (1991 年) は、郡裁判所に管轄する全ての事件を取り扱う権限を与えている。

違法な勾留に対する書面による命令 (Writ) を出す (Habeas Corpus) 権限も、裁判所規則が改正され与えられた。

(5) 判決の執行

郡裁判所の執行官 (Tahasildar) は確定判決の執行を行う責任を負う。

執行官は、郡裁判所裁判官と協調しつつ、罰金の徴収及び懲役刑の有罪判決を受けた被告人の収監を行う義務を有する。

また、執行官は、民事事件の確定判決 (損賠賠償、権利の付与、財産の分割、慰謝料や養育費の支払い、金銭の支払いを命じる判決) の執行を行う義務を負う。

(6) 司法行政

郡裁判所事務総長は、高等裁判所の運営に関して全般的な責任を有する。もともと、郡裁判所事務総長は、郡裁判所の全般的な指示の下に、業務を行わなければならない。

郡裁判所事務総長は、訴訟申立、書面による命令等の受理と登録をしなければならない。また、郡裁判所事務総長は事件において法律によって具体化されている手続き (審理を開始するための諸手続き) 要件を充足させる義務を負う。

また、郡裁判所事務総長は、裁判所運営の全般に関して、最高裁判所や管轄の下級審裁判所との間で連携を維持し情報を交換するための中心的な役割を負っている。

2-1-4 特別裁判所

上記の裁判所は通常の裁判所であり、憲法及び法律の定めに従って事件を取り扱う権限を有する。これらの他に特別な性質の事件を扱うために、法律に基づいて他の裁判所、法的機関、法廷が設置されることがある。

具体的には、職権濫用調査委員会 (the Commission on Investigation of Abuses of Authority (CIAA)) によって付託された汚職事件を裁く裁判所等がある。